

平成24年度版

すぎなみの介護保険

(平成23年度実績)



杉並区

はじめに

平成 12 年 4 月に開始された介護保険は、制度施行後 12 年が経過し、第 5 期（1 期は 3 年間）の事業運営に取り組んでいます。介護保険制度は、これまで、各期毎に改正があり、サービス内容の見直し、介護予防重視への転換、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設、認定調査方法の見直しなどがありました。杉並区では、事業開始当初と比べ、65 歳以上の方である第 1 号被保険者が、約 2 万人増え、要介護等認定者や介護サービス受給者も当初と比べ、2 倍以上となるなど、高齢者等の暮らしを社会全体で支える制度として、着実に定着してまいりました。

平成 24 年 4 月の制度改正においては、要介護状態となり、重度化した場合でも、できる限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される体制の整備、すなわち「地域包括ケア」の確立に向け、定期巡回・随時対応サービス等の新たなサービスが導入されるなどしました。

杉並区では、高齢者の自立支援を介護保険事業の基本理念とし、この理念に基づき、「在宅介護支援体制の充実・強化」、「高齢者の施設・住まいの整備促進」を重点とした第 5 期杉並区介護保険事業計画がスタートしたところです。

介護保険課では、毎年、介護保険事業を理解していただくための一助として、前年度の事業の概要をまとめた資料を作成しており、このたび、「平成 24 年度版すぎなみの介護保険(平成 23 年度実績)」を発行することとなりました。

区民の方や介護保険関係者の方にご高覧いただき、杉並区の介護保険事業につきまして、ご理解いただければ幸いです。

今後とも、だれもが住み慣れた地域で、できる限り自立した生活が続けられるよう、分かりやすく、利用しやすい制度運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成 24 年 9 月

杉並区保健福祉部介護保険課

目 次

1	杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者	1
2	要介護認定	3
(1)	要介護（要支援）認定の申請	3
(2)	認定調査	4
(3)	要介護認定調査従事者研修	4
(4)	認定審査会及び認定結果	4
3	介護保険サービスの利用	9
(1)	サービスに要する経費（保険給付費）	9
(2)	給付の適正化	11
(3)	居宅介護（予防）サービスの利用	11
(4)	その他の居宅介護（予防）サービスの利用	12
(5)	施設サービスの利用	13
(6)	地域密着型サービスの利用	14
(7)	介護サービス利用者数の推移	15
4	各種軽減制度及び助成事業	16
(1)	高額介護サービス費	16
(2)	高額医療合算介護（介護予防）サービス費	17
(3)	利用者負担額の減免	17
(4)	特定入所者介護サービス費	18
(5)	旧措置入所者利用者負担額の減免・ 食費・居住費の自己負担額(特定負担限度額)の減額	18
(6)	高額介護サービス費等資金貸付事業	19
(7)	訪問介護利用者負担額助成事業	20
(8)	住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）	20
(9)	生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成	20
(10)	生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成	21
(11)	家族介護慰労金事業	21

(12) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）	22
5 介護予防事業の実施	23
(1) 介護予防の普及啓発（一次予防対象者施策）	23
(2) 介護リスクに対応した介護予防事業（二次予防対象者施策）	25
6 介護保険料	27
(1) 第1号被保険者	27
(2) 第2号被保険者	29
7 介護保険財政	30
8 介護保険運営協議会	33
9 介護保険相談	35
10 介護サービス事業者への支援	36
(1) 介護サービス従事者研修	36
(2) ケアマネジャー支援事業	36
(3) NPO等介護保険事業者資金貸付	37
(4) 地域密着型サービス事業者の指定	38
(5) 就職面接会・相談会の実施	38
(6) 介護保険サービス事業者連絡会	38
11 介護サービス事業者の指導	39
(1) 実地指導等の状況	39
(2) 集団指導	39
12 広報普及活動	40
13 介護保険制度のあゆみ	41
平成24年度杉並区保健福祉部組織	44
第5期介護保険料について	45

1 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者

介護保険の被保険者は、杉並区に住民登録・外国人登録をしている65歳以上の「第1号被保険者」と杉並区に住民登録・外国人登録をしている40歳以上64歳以下の医療保険加入者である「第2号被保険者」に区分されます。また、住所地特例により、杉並区から区外の住所地特例対象施設に住み票を移した方も、引き続き杉並区の被保険者になります。

※ 住所地特例とは、杉並区から区外の住所地特例対象施設に入所した方が、住所移転後も元の住所地である杉並区が引き続き介護保険の保険者となる特例制度です。対象施設は以下の通りです。

- i 介護老人福祉施設 ii 介護老人保健施設 iii 介護療養型医療施設 iv 有料老人ホーム
- v 養護老人ホーム vi 軽費老人ホーム vii サービス付高齢者向け住宅（下記の2つに限る）

①特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合②有料老人ホームに該当するサービス（介護・家事・食事・健康管理のいずれか）を提供し、かつ契約形態が利用権方式の場合

※ 法改正により「適合高齢者専用賃貸住宅」は住所地特例の対象外となりました。ただし、平成24年3月31日までに入所した被保険者については、平成24年4月1日以降も住所地特例が継続します。

※ i と iv の内、地域密着型サービスの施設（定員29人以下）は、住所地特例施設の対象外です。

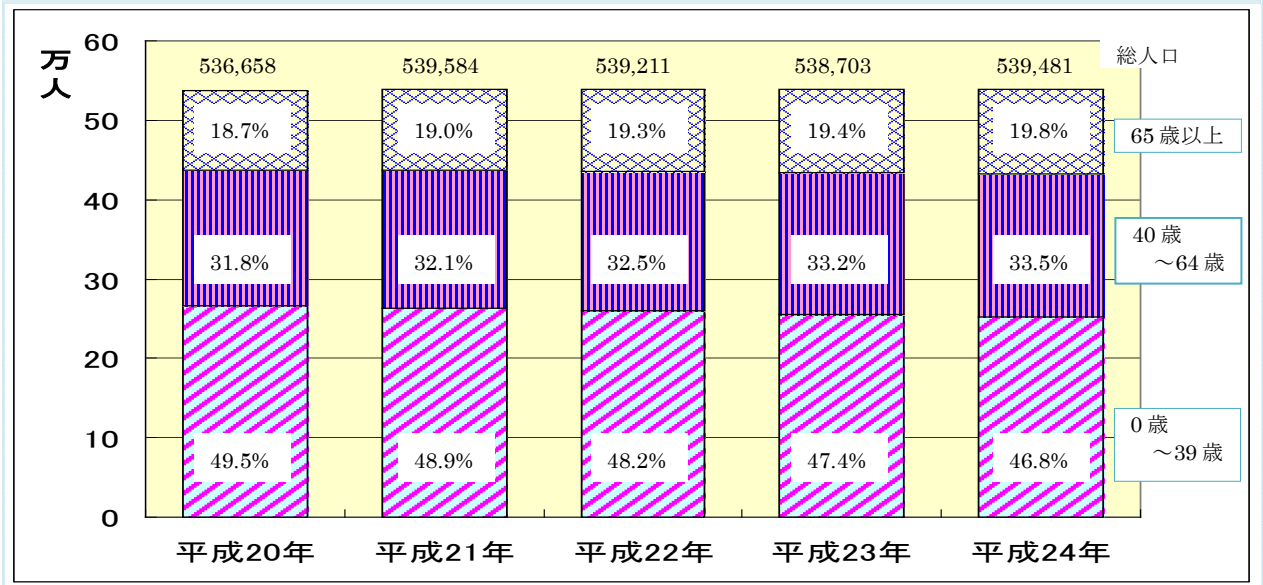
【 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者の状況 】

区 分		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
総人口（人）	男	259,118	260,378	259,718	259,042	259,165
	女	277,540	279,206	279,493	279,661	280,316
	計	536,658	539,584	539,211	538,703	539,481
第2号被保険者（人） （40歳以上64歳以下）	男	85,341	86,422	87,449	89,064	89,664
	女	85,346	86,603	87,647	89,779	91,023
	計	170,687	173,025	175,096	178,843	180,687
高齢者（人） （65歳以上）	男	40,560	41,720	42,367	42,438	43,387
	女	59,729	61,003	61,866	62,130	63,146
	計	100,289	102,723	104,233	104,568	106,533
高齢化率（％）	男	15.65%	16.00%	16.31%	16.38%	16.74%
	女	21.52%	21.80%	22.14%	22.22%	22.53%
	計	18.69%	19.04%	19.33%	19.41%	19.75%
前期高齢者（人） （65歳以上74歳以下）	男	22,384	23,021	23,136	22,679	23,149
	女	28,067	28,342	28,234	27,418	27,647
	計	50,451	51,363	51,370	50,097	50,796
後期高齢者（人） （75歳以上）	男	18,176	18,699	19,231	19,759	20,238
	女	31,662	32,661	33,632	34,712	35,499
	計	49,838	51,360	52,863	54,471	55,737
第1号被保険者数	計	100,790	103,263	104,833	105,197	107,176
第1号被保険者のいる世帯数	計	74,937	76,735	77,955	78,431	79,973

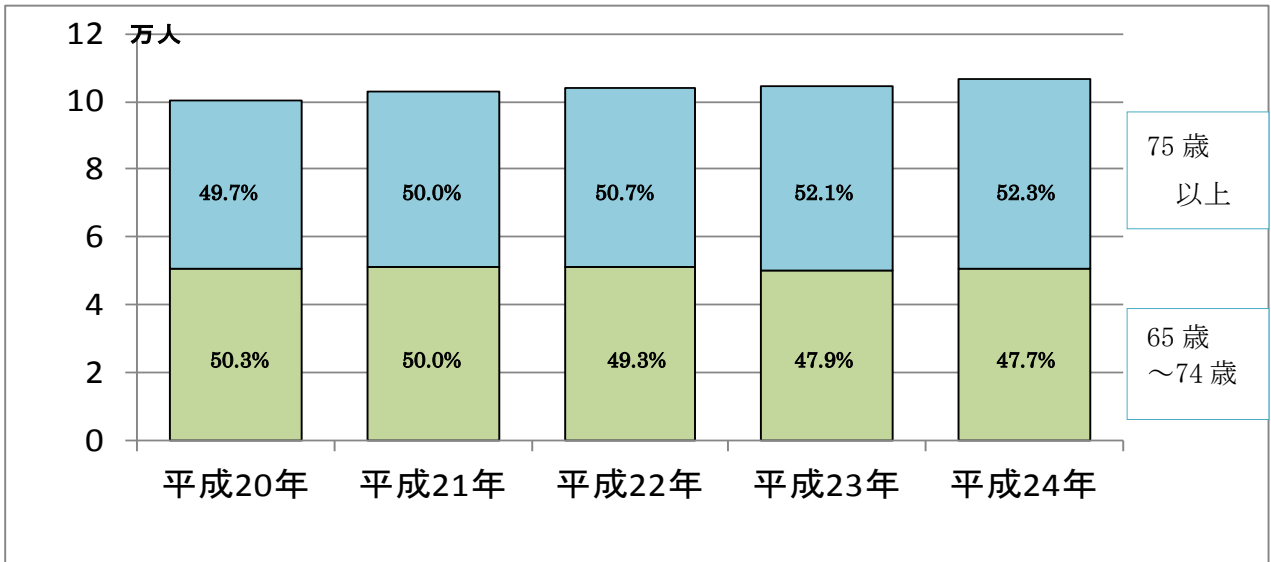
※ 人口は住民基本台帳と外国人登録者の合計数値で、4月1日現在数です。住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行（平成24年7月9日）に伴い、外国人住民が住民基本台帳制度の対象となりました。

※ 第1号被保険者数と第1号被保険者世帯数は、外国人被保険者と住所地特例被保険者を含む3月31日現在数です。

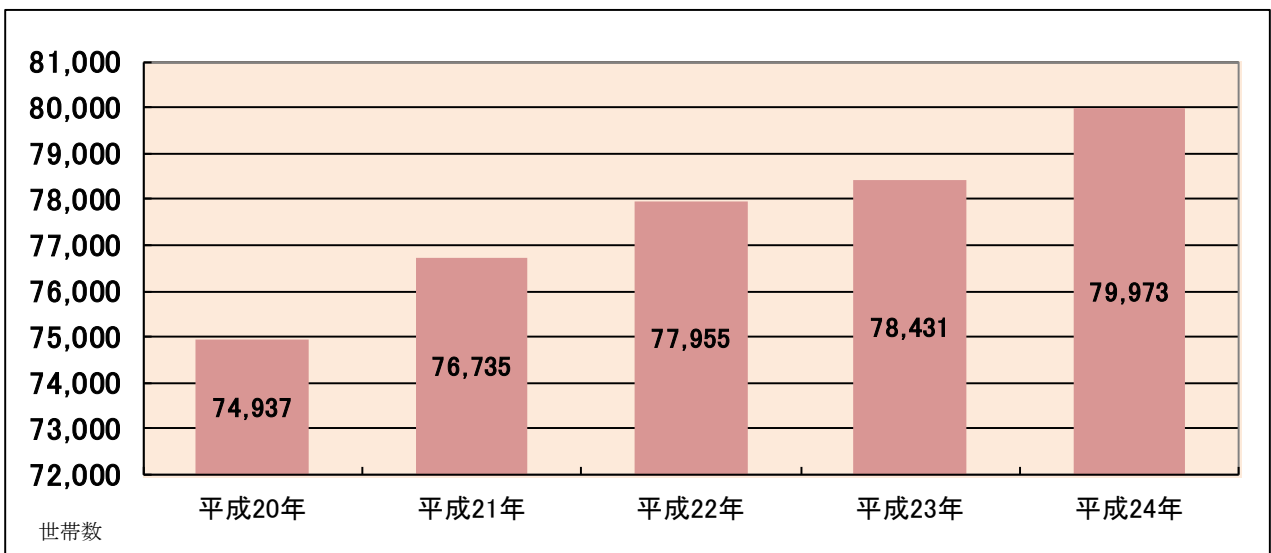
【 杉並区の人口と高齢者の割合 】



【 高齢者の年齢割合と世帯数・割合 】



【 第1号被保険者のいる世帯数】



2 要介護認定

(1) 要介護（要支援）認定の申請

区役所（平成 20 年度までは介護予防課、平成 21 年度からは介護保険課）・地域包括支援センター（ケア 2 4）で申請を受付けます。

【 申請件数と認定審査会開催の状況 】

(単位：件数)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認定申請件数	20,578	21,920	22,065	25,273	22,841
新規	5,733	5,959	5,914	6,566	6,791
転入	214	225	206	238	218
更新	13,123	14,203	14,508	16,827	13,911
区分変更	1,476	1,527	1,425	1,640	1,919
認定取消	32	6	12	2	2
審査会開催回数	574	576	573	613	630

※ 認定取消は、地域支援事業利用への移行のためです。

【 平成 23 年度月別認定申請件数の内訳 】

(単位：件数)

区分	新 規	転 入	更 新	区分変更	認定取消	合 計
4 月	530	23	1,204	146	0	1,903
5 月	525	16	1,067	141	0	1,749
6 月	506	25	1,364	149	0	2,044
7 月	538	13	1,226	147	1	1,925
8 月	656	17	1,299	169	1	2,142
9 月	504	23	1,090	159	0	1,776
10 月	558	20	1,109	163	0	1,850
11 月	540	15	1,118	162	0	1,835
12 月	515	21	1,100	148	0	1,784
1 月	641	12	1,131	203	0	1,987
2 月	622	12	1,034	162	0	1,830
3 月	656	21	1,169	170	0	2,016
合 計	6,791	218	13,911	1,919	2	22,841

(2) 認定調査

区の職員または区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などを調査します。

【 事業所別調査件数の状況 】

(単位：件数)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
区役所	1,267	550	624	937	828
地域包括支援センター	5,993	5,110	4,204	4,100	3,635
社会福祉協議会	6,324	7,066	7,691	9,132	8,997
居宅介護支援事業所等	8,015	8,895	9,089	10,520	8,844
合 計	21,599	21,621	21,608	24,689	22,304

※ 平成 21 年度からは、3 月末日までに調査票を受理した件数です。

(3) 要介護認定調査従事者研修

認定調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な調査を実施するため、必要な知識・技能の修得を目的として、新任研修及び現任研修を実施しています。

【 開催実績 】

研修名	回数	参加人数合計	備考
新任研修	6 回	82 人	随時開催
現任研修	1 回	128 人	10 月開催

(4) 認定審査会及び認定結果

要支援・要介護の認定は、介護認定審査会の判定に基づき行います。平成 18 年 4 月更新分から要支援 1・2、要介護 1～5 の 7 段階の認定を行っています。平成 17 年度以前は、要支援、要介護 1～5 の 6 段階の認定を行っていました。

【 認定審査会委員数 】

区 分	医 療	保 健	福 祉	合 計
委員数	61 人	46 人	43 人	150 人

※ 委員数は、杉並区介護保険条例第 6 条で 150 人以内と定められています。

(平成 24 年 4 月 1 日からは、200 人以内になりました。)

【 審査会判定結果内訳 】

(単位：件数)

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅	非該当	333	360	211	269	277
	要支援 1	3,515	4,175	3,703	4,612	5,047
	要支援 2	2,896	2,729	2,894	3,348	2,950
	要介護 1	3,005	3,276	3,456	4,157	3,654
	要介護 2	1,982	1,947	2,271	2,344	1,996
	要介護 3	1,340	1,320	1,257	1,358	1,132
	要介護 4	847	774	821	932	789
	要介護 5	547	619	644	790	641
	小 計	14,465	15,200	15,257	17,810	16,486
施設	非該当	20	17	23	29	24
	要支援 1	190	215	231	310	326
	要支援 2	285	312	203	231	182
	要介護 1	497	578	780	923	717
	要介護 2	696	727	727	876	733
	要介護 3	1,047	1,211	888	1,004	782
	要介護 4	1,235	1,238	1,425	1,568	1,383
	要介護 5	1,410	1,600	1,610	1,902	1,696
	小 計	5,380	5,898	5,887	6,843	5,843
合計	非該当	353	377	234	298	301
	要支援 1	3,705	4,390	3,934	4,922	5,373
	要支援 2	3,181	3,041	3,097	3,579	3,132
	要介護 1	3,502	3,854	4,236	5,080	4,371
	要介護 2	2,678	2,674	2,998	3,220	2,729
	要介護 3	2,387	2,531	2,145	2,362	1,914
	要介護 4	2,082	2,012	2,246	2,500	2,172
	要介護 5	1,957	2,219	2,254	2,692	2,337
	合 計	19,845	21,098	21,144	24,653	22,329

※ 「居宅」、「施設」の区分は、認定審査時に行います。

※ 各年度、審査会における判定件数の合計です。

※ 申請の取下げや転入者は審査会に付議しない等の理由により、認定申請時と判定時の件数は一致しません。

【 要介護・要支援認定者数の状況 】

(単位：人数)

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第 1 号被保険者	要支援	5,055	5,395	5,335	5,857	6,210
	要介護	12,404	12,573	13,362	13,710	14,433
	計	17,459	17,968	18,697	19,567	20,643
第 2 号被保険者	要支援	94	103	100	101	89
	要介護	378	369	381	396	398
	計	472	472	481	497	487
合 計	要支援	5,149	5,498	5,435	5,958	6,299
	要介護	12,782	12,942	13,743	14,106	14,831
	計	17,931	18,440	19,178	20,064	21,130

※各年度 3 月末日現在の数値です。

【 平成 23 年度第 1 号被保険者年齢別認定者の内訳 】

(単位：人数)

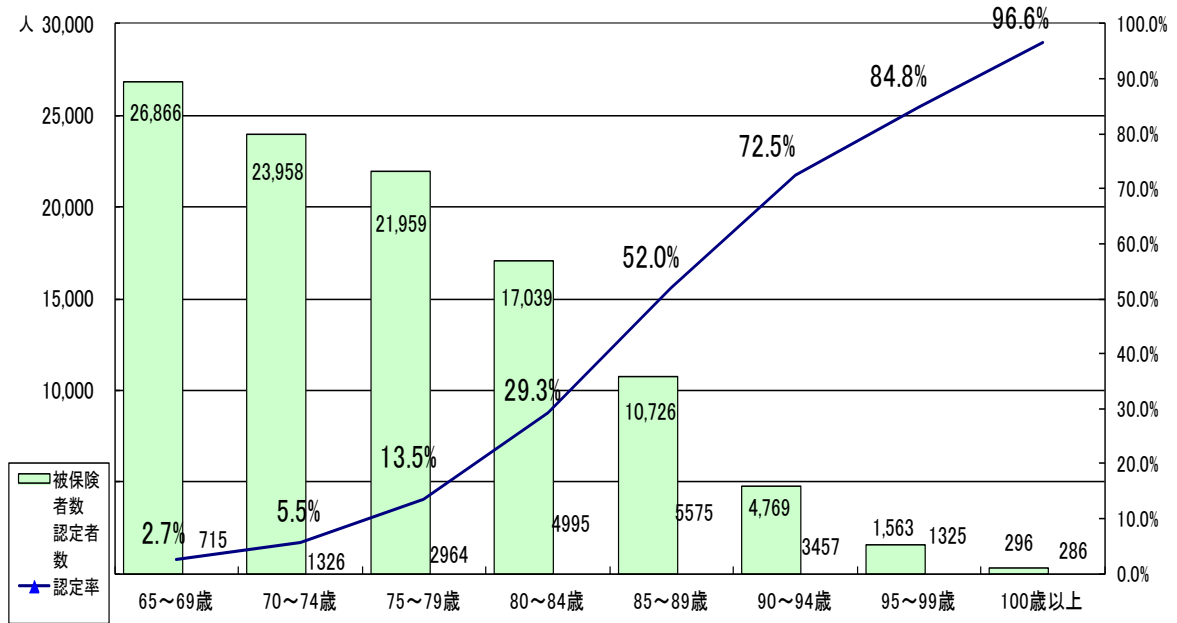
年 齢	被保険者数	要支援			要介護						合計
		1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
65～69	26,866	141	89	230	134	122	66	74	89	485	715
70～74	23,958	268	190	458	212	207	159	132	158	868	1,326
75～79	21,959	733	367	1,100	517	501	298	281	267	1,864	2,964
80～84	17,039	1,235	680	1,915	915	730	505	458	472	3,080	4,995
85～89	10,726	1,068	622	1,690	1,111	862	639	638	635	3,885	5,575
90～94	4,769	378	292	670	668	601	472	517	529	2,787	3,457
95～99	1,563	65	65	130	167	246	210	267	305	1,195	1,325
100 以上	296	3	14	17	24	31	36	86	92	269	286
合 計	107,176	3,891	2,319	6,210	3,748	3,300	2,385	2,453	2,547	14,433	20,643
被保険者との比率		3.63%	2.16%	5.79%	3.50%	3.08%	2.23%	2.29%	2.38%	13.47%	19.26%

※平成 24 年 3 月末日現在の数値です。

【 平成 23 年度前期高齢者、後期高齢者の要介護認定率 】

年齢	65～74 歳		75 歳以上	
	要支援	要介護	要支援	要介護
人数	688	1,353	5,522	13,080
被保険者数	50,824		56,352	
認定率(区分ごと認定人数/被保険者数)	1.4%	2.7%	9.8%	23.2%
認定率(認定人数/被保険者数)	4.0%		33.0%	

【平成 23 年度第 1 号被保険者人口と要介護認定率（年齢階層別）】



【平成 23 年度第 2 号被保険者年齢別認定者の内訳】

(単位：人数)

年齢別	要支援			要介護						合計
	1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
40～44		2	2	3	4	1		1	9	11
45～49	2	4	6	8	8	5	4	4	29	35
50～54	5	2	7	3	15	13	5	9	45	52
55～59	10	6	16	14	29	19	15	10	87	103
60～64	29	29	58	51	56	38	39	44	228	286
合計	46	43	89	79	112	76	63	68	398	487

※ 平成 24 年 3 月末日現在の数値です。

※ 平成 23 年度第 2 号被保険者総数は、180,687 人(男 89,664 人・女 91,023 人)です。

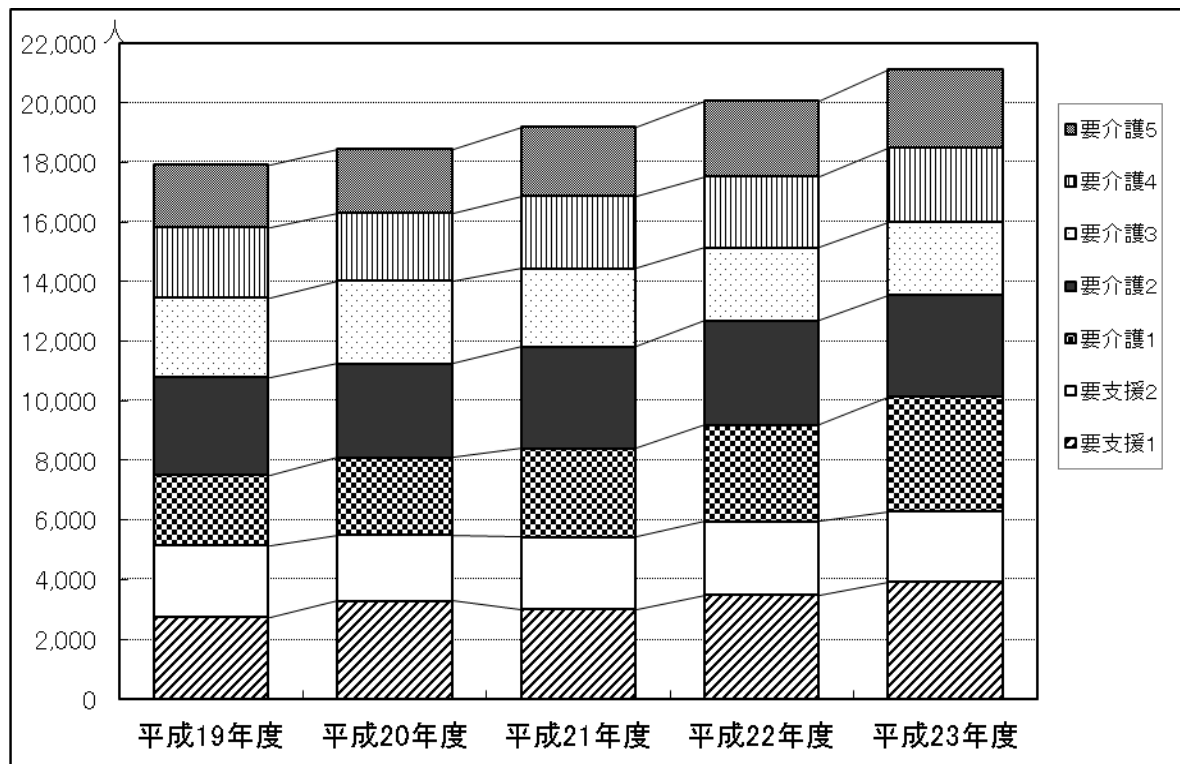
【被保険者介護度別認定者数の状況】

(単位：人数)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	2,764	3,286	3,014	3,485	3,937
要支援 2	2,385	2,212	2,421	2,473	2,362
小 計	5,149	5,498	5,435	5,958	6,299
要介護 1	2,370	2,580	2,946	3,217	3,827
要介護 2	3,274	3,149	3,414	3,517	3,412
要介護 3	2,694	2,795	2,636	2,443	2,461
要介護 4	2,359	2,282	2,428	2,405	2,516
要介護 5	2,085	2,136	2,319	2,524	2,615
小 計	12,782	12,942	13,743	14,106	14,831
合 計	17,931	18,440	19,178	20,064	21,130

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

【被保険者介護度別認定者数の状況】



3 介護保険サービスの利用

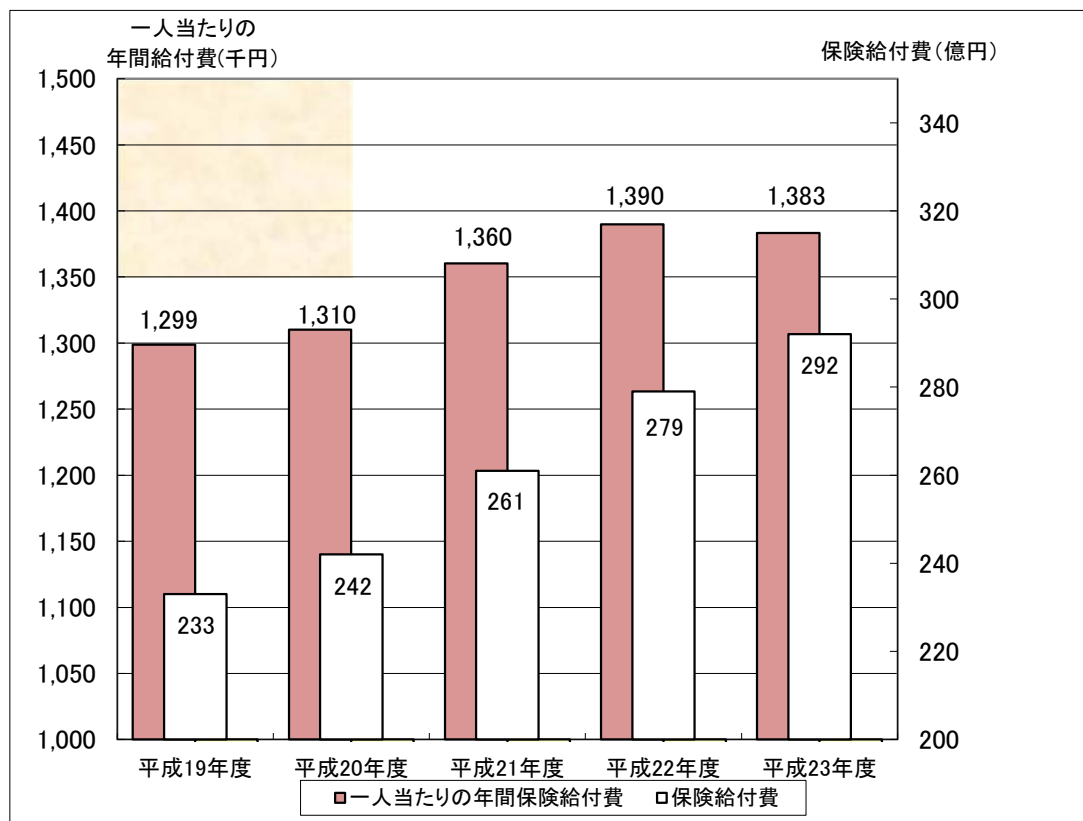
介護（予防）サービスは、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。サービスには居宅介護（予防）サービスや施設介護サービス、地域密着型サービス等があります。サービスの利用者負担額は1割で、残りの9割は保険給付されます。

(1) サービスに要する経費（保険給付費）

介護（予防）サービスや高額介護サービス等の合計である保険給付費は、毎年増えています。なお、地域支援事業に要する費用は含まれません。

【保険給付費の状況】

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	233億円	242億円	261億円	279億円	292億円



【平成23年度サービス別保険給付費の状況】

種 類	現物給付		償還払い		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
居宅介護（介護予防）サービス給付費	364,413	16,426,457,496	1	58,286	364,414	16,426,515,782
訪問介護	87,925	3,914,977,441	0	0	87,925	3,914,977,441
訪問入浴介護	6,638	390,394,623	0	0	6,638	390,394,623
訪問看護	24,783	993,106,913	0	0	24,783	993,106,913
訪問リハビリテーション	1,717	56,762,498	0	0	1,717	56,762,498
通所介護	70,271	3,924,838,966	0	0	70,271	3,924,838,966
通所リハビリテーション	8,354	462,151,762	0	0	8,354	462,151,762
福祉用具貸与	69,881	918,513,911	0	0	69,881	918,513,911
短期入所 計	12,921	933,090,852	1	58,286	12,922	933,149,138
短期入所生活介護（特養）	11,227	782,991,674	1	58,286	11,228	783,049,960
短期入所療養介護（老健）	1,690	149,618,074	0	0	1,690	149,618,074
短期入所療養介護（療養型） ※特定診療費含む	4	481,104	0	0	4	481,104
居宅療養管理指導	58,561	455,168,160	0	0	58,561	455,168,160
特定施設入所者生活介護	23,362	4,377,452,370	0	0	23,362	4,377,452,370
居宅介護（介護予防）サービス計画費	138,481	1,509,235,643	0	0	138,481	1,509,235,643
施設介護サービス給付費	30,818	8,410,793,154	0	0	30,818	8,410,793,154
介護老人福祉施設サービス	19,319	4,989,115,189	0	0	19,319	4,989,115,189
介護老人保健施設サービス	7,417	1,949,986,487	0	0	7,417	1,949,986,487
介護療養型医療施設サービス ※特定診療費含む	4,082	1,471,691,478	0	0	4,082	1,471,691,478
地域密着型介護（介護予防）サービス費	9,921	1,237,492,156	0	0	9,921	1,237,492,156
夜間対応型訪問介護	1,908	45,730,351	0	0	1,908	45,730,351
認知症対応型通所介護	5,291	524,076,176	0	0	5,291	524,076,176
小規模多機能型居宅介護	262	46,912,561	0	0	262	46,912,561
認知症対応型共同生活介護	2,460	620,773,068	0	0	2,460	620,773,068
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
福祉用具購入費	0	0	2,053	57,446,846	2,053	57,446,846
住宅改修費	0	0	1,811	163,277,323	1,811	163,277,323
小 計	543,633	27,583,978,449	3,865	220,782,455	547,498	27,804,760,904
高額介護サービス費	4,710	48,991,515	45,887	473,684,106	50,597	522,675,621
高額医療合算介護サービス費	0	0	2,304	73,956,051	2,304	73,956,051
特定入所者介護サービス費	26,335	774,961,956	0	0	26,335	774,961,956
審査支払手数料	540,750	51,371,250	0	0	540,750	51,371,250
合 計	1,115,428	28,459,303,170	52,056	768,422,612	1,167,484	29,227,725,782

(2) 給付の適正化

介護給付の適正化を図るため、利用者へ介護給付費通知を発送します。

【 取組状況 】

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
回 数	4 回	3 回	2 回	2 回	2 回
件数 (1 回あたり)	約 12,500 件	約 12,200 件	約 12,500 件	約 14,000 件	約 14,300 件

(3) 居宅介護（予防）サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、ケアマネジャーにケアプラン作成を依頼し、ケアプランに基づいたサービスを利用します。

【 居宅介護（予防）サービス別利用件数の状況 】 (単位：件数)

サービスの種類	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護	81,845	81,482	82,119	84,744	87,925
訪問入浴介護	6,705	6,705	6,576	6,573	6,638
訪問看護	18,373	19,637	20,334	22,137	24,783
訪問リハビリテーション	1,496	1,932	1,949	1,799	1,717
居宅療養管理指導	34,552	39,552	43,887	51,759	58,561
通所介護	43,055	47,984	53,966	61,946	70,271
通所リハビリテーション	9,762	9,503	8,225	8,056	8,354
福祉用具貸与	53,210	56,413	59,892	65,220	69,881
短期入所生活介護 短期入所療養介護	9,458	10,132	10,842	11,731	12,922
居宅介護支援	112,843	117,164	121,881	129,500	138,481
特定施設入居者生活介護	14,564	16,978	19,063	21,400	23,362

※ 各年度 1 年間の累計数値です。

【 介護度別居宅介護（予防）サービス利用者数の状況 】 (単位：人数)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	1,505(12)	1,848(15)	1,689(16)	1,942(19)	2,222(20)
要支援 2	1,504(33)	1,460(34)	1,629(34)	1,715(34)	1,720(27)
要介護 1	1,697(32)	1,878(22)	2,151(31)	2,398(36)	2,881(53)
要介護 2	2,442(78)	2,414(71)	2,659(78)	2,795(95)	2,695(83)
要介護 3	1,774(59)	1,861(60)	1,789(52)	1,728(49)	1,760(51)
要介護 4	1,207(37)	1,183(37)	1,336(39)	1,361(40)	1,451(48)
要介護 5	839(33)	875(36)	1,012(43)	1,126(44)	1,223(34)
合 計	10,968(284)	11,519(275)	12,265(293)	13,065(317)	13,952(316)

※ 各年度 3 月の利用分です。

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

※ 福祉用具購入費、住宅改修費のみの利用者は含まれません。

(4) その他の居宅介護（予防）サービスの利用

① 福祉用具購入費の支給

貸与に適さない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で保険対象となるものについて、購入費の9割を償還払いにより支給します。

【 福祉用具購入費の支給状況 】

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援	件数	437	466	458	501	462
	金額	9,631,618	10,258,511	10,740,553	11,372,478	9,887,898
要介護	件数	1,661	1,518	1,533	1,679	1,591
	金額	48,345,612	44,448,432	45,018,156	51,117,709	47,558,948
合 計	件数	2,098	1,984	1,991	2,180	2,053
	金額	57,977,230	54,706,943	55,758,709	62,490,187	57,446,846

② 住宅改修費の支給

浴室やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居20万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の9割を償還払いにより支給します。

【 住宅改修費の支給状況 】

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援	件数	510	583	653	664	628
	金額	54,535,153	63,454,619	67,584,891	64,806,115	59,613,167
要介護	件数	1,108	1,075	1,148	1,273	1,182
	金額	108,886,284	108,128,017	111,680,189	120,137,567	103,664,156
合 計	件数	1,618	1,658	1,801	1,973	1,810
	金額	163,421,437	171,582,636	179,265,080	184,943,682	163,277,323

(5) 施設サービスの利用

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設におけるサービスとして3種類があり、要介護1～5の人が利用できます。

- 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ⇨ 寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。
- 介護老人保健施設 (老人保健施設) ⇨ 病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行う施設です。医学上のケアやリハビリ、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
- 介護療養型医療施設 (療養病床等) ⇨ 急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期間療養が必要な方のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリなどが受けられます。

【 施設サービス利用者数の状況 】

(単位：人数)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	1,545(15)	1,530(19)	1,644(18)	1,603(17)	1,593(14)
介護老人保健施設	585(14)	602(13)	586(13)	589(16)	621(15)
介護療養型医療施設	421(13)	404(8)	372(9)	353(7)	327(5)
総 数	2,538	2,525	2,582	2,537	2,528

※ 各年度の3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合1人と計上するため、各施設の合計と一致しません。

※ () 内は第2号被保険者です(再掲)。

【 介護度別施設サービス利用件数の状況 】

(単位：件数)

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	0	0	0	0	0
要支援 2	4	0	0	0	0
要介護 1	49	69	86	112	132
要介護 2	317	283	281	261	274
要介護 3	570	564	553	507	480
要介護 4	812	791	795	748	771
要介護 5	799	818	867	909	871
総 数	2,551	2,525	2,582	2,537	2,528

(6) 地域密着型サービスの利用

高齢者が要介護（支援）状態になっても、できるかぎり住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり、提供するサービスです。原則として、杉並区民のみが利用できます。

【 地域密着型サービス利用者数の状況 】

(単位：人数)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	0	0	0	0	1
要支援 2	1(0)	1(0)	0	0	0
要介護 1	59(1)	61(0)	73(1)	81(0)	110(1)
要介護 2	138(1)	128(2)	159(1)	176(4)	213(6)
要介護 3	170(2)	175(1)	190(5)	177(4)	175(6)
要介護 4	122(3)	128(4)	134(4)	145(2)	154(4)
要介護 5	74(3)	106(3)	138(3)	146(5)	162(2)
合 計	564(10)	599(10)	694(14)	725(15)	815(19)

※ 各年度 3 月の利用分です。

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

【 地域密着型サービス利用件数の状況 】

(単位：件数)

サービスの種類	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
夜間対応型訪問介護	188	585	1,247	1,824	1,908
認知症対応型通所介護	4,345	4,585	4,567	4,925	5,291
小規模多機能型居宅介護	281	245	202	250	262
認知症対応型共同生活介護	2,262	2,198	2,110	2,113	2,460

※ 各年度 1 年間の累計数値です。

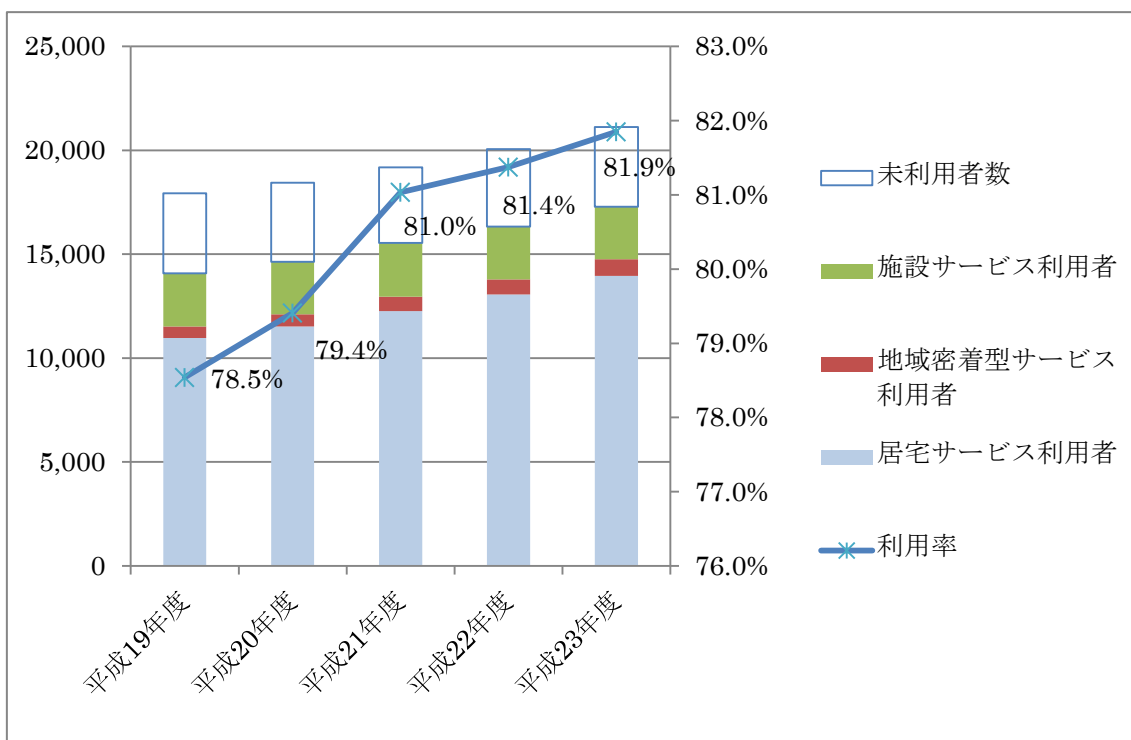
(7) 介護サービス利用者数の推移

居宅介護（予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの利用者の合計と推移をみると、認定者数に比して、サービスを利用する割合も増加し、特に居宅サービス利用者、地域密着型サービス利用者数が伸びています。

年度	認定者数	サービス利用者					未利用者	
		利用者		内訳			未利用者数	未利用率
		合計	利用率	居宅サービス利用者	地域密着型サービス利用者	施設サービス利用者		
平成19年度	17,931	14,083	78.5%	10,968	564	2,551	3,848	21.5%
平成20年度	18,440	14,643	79.4%	11,519	599	2,525	3,797	20.6%
平成21年度	19,178	15,541	81.0%	12,265	694	2,582	3,637	19.0%
平成22年度	20,064	16,327	81.4%	13,065	725	2,537	3,737	18.6%
平成23年度	21,130	17,295	81.9%	13,952	815	2,528	3,835	18.1%

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 各年度3月サービス利用者数（福祉用具購入・住宅改修のみの利用者を含まない）



4 各種軽減制度及び助成事業

(1) 高額介護サービス費

サービス利用時に支払う1割の利用者負担額には、区民税の課税状況等によって1か月あたりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給します。

【 高額介護サービス費の支給状況 】

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般世帯(下記に該当しない方)	件数	8,715	8,976	10,230	10,675	11,137
	世帯の負担 (上限額)37,200円/月	金額 59,158,991	63,249,897	71,487,683	75,273,247	78,332,017
世帯全員の区民税が非課税	個人・世帯の負担 (上限額)24,600円/月	件数 5,036	5,483	5,855	6,287	6,683
		金額 28,622,682	31,804,212	38,160,538	41,461,364	43,039,841
世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者・生活保護受給者等	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方、または老齢福祉年金受給者	件数 25,482	27,271	29,296	31,387	32,624
	個人の負担 (上限額)15,000円/月	金額 290,369,367	310,526,494	352,592,916	382,911,975	399,446,617
世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者・生活保護受給者等	件数	284	224	214	158	153
	個人・世帯の負担 (上限額)15,000円/月	金額 3,521,848	2,475,968	3,121,708	2,553,408	1,857,146
合 計	件数	39,517	41,954	45,595	48,507	50,597
	金額	381,672,888	408,056,571	465,362,845	502,199,994	522,675,621

※ 件数・金額とも、第2号被保険者利用分を含みます。

※ 平成17年10月から、世帯全員の区民税が非課税等の区分が分割されました。

※ 課税年金収入とは、区民税がかからない収入(障害年金・遺族年金・恩給)を除いた、老齢・退職年金をさします。

(2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険の被保険者が、1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額分は申請により、あとから支給されます。

平成21年度については、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16か月が対象期間となります。

【 高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給状況 】

区 分				年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年齢別	75歳以上の 方の世帯	70歳～74歳 の方がいる世帯	70歳未満の 方がいる世帯				
現役並み 所得者	世帯の負担 (上限額) 67万円	世帯の負担 (上限額) 67万円	世帯の負担 (上限額) 126万円	件数	123	418	186
				金額	4,559,179	14,937,415	6,804,876
一 般	世帯の負担 (上限額) 56万円	世帯の負担 (上限額) 62万円	世帯の負担 (上限額) 67万円	件数	57	251	108
				金額	1,547,667	5,857,822	2,694,625
低 所 得 者	Ⅱ 世帯の負担 (上限額) 31万円	世帯の負担 (上限額) 31万円	世帯の負担 (上限額) 34万円	件数	126	487	395
				金額	5,646,094	17,364,704	12,178,083
	Ⅰ 世帯の負担 (上限額) 19万円	世帯の負担 (上限額) 19万円		件数	536	2,145	1,615
				金額	23,236,683	74,881,095	52,278,467
合 計				件数	842	3,301	2,304
				金額	34,989,623	113,041,036	73,956,051

※ 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税です。

※ 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準（年金収入80万円以下等）を満たす方です。

(3) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少し、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

【 利用者負担額の減免状況 】

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
減額件数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
免除件数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)
合計件数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0)

※ () 内は第2号被保険者です（再掲）。

(4) 特定入所者介護サービス費

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所・入院中の食費・居住費について、世帯全員の区民税が非課税等の場合に所得に応じて負担限度額が設定されています。

【 食費の自己負担額（負担限度額）減額件数の状況 】 (単位：件数)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
世帯全員の区民税が非課税かつ 老齢福祉年金受給者等	220 (1)	282 (2)	280 (0)	224 (0)	229 (0)
世帯全員の区民税が非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	1,700 (30)	2,158 (38)	2,214 (35)	1,939 (38)	1,965 (30)
世帯全員の区民税が非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方	505 (4)	595 (4)	667 (4)	588 (4)	615 (2)
合 計	2,425 (35)	3,035 (44)	3,161 (39)	2,751 (42)	2,809 (32)

※ 各年度 3 月末日時点の数値です。

※ () 内は第 2 号被保険者の件数です (再掲)。

(5) 旧措置入所者利用者負担額の減免・食費・居住費の自己負担額(特定負担限度額)の減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している場合、区民税の課税状況等に応じて利用者負担額が減免、食費・居住費の負担限度額(特定負担限度額)が設定されています。(平成 17 年 10 月から)

【 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る利用者負担額の減免件数の状況 】

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
減額 (件数)	75	61	49	37	32
免除 (件数)	37	32	24	20	11
合計 (件数)	112	93	73	57	43

【 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る特定負担限度額認定件数の状況 】(単位：件数)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
世帯全員の区民税が非課税かつ 高齢福祉年金受給者等	食費	57	113	40	21	24
	居住費	97	142	59	44	35
世帯全員の区民税が非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方	食費	135	76	89	83	58
	居住費	95	47	70	60	47
世帯全員の区民税が非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円を超える方	食費	33	0	23	17	15
	居住費	33	0	23	17	15
合 計	食費	225	189	152	121	97
	居住費	225	189	152	121	97

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 平成17年10月から施設給付について制度変更となりました。

(6) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3か月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内で無利子で資金貸付を行います。

【 高額介護サービス費等資金貸付の状況 】

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
高額介護サービス費	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
福祉用具購入費	件数	4	1	3	2	2
	金額	191,620	13,608	179,478	154,808	70,063
住宅改修費	件数	5	12	7	6	3
	金額	523,472	1,568,670	651,078	431,100	310,824
合 計	件数	9	13	10	8	5
	金額	715,092	1,582,278	830,556	585,908	380,887

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(7) 訪問介護利用者負担額助成事業

障害者施策等によるホームヘルプサービス利用者で、世帯の生計中心者が所得税非課税等の要件を満たす方は、訪問介護の利用者負担額を助成します。

【 訪問介護利用者負担額助成の状況 】

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障害者支援措置	認定者数	94	87	0	0	0
	件 数	1,078	331	3	0	0
	金 額	4,986,052	1,278,331	47,344	0	0

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

※ 認定者数は 1 年間の認定者数合計、件数・金額は 1 年間の助成件数・金額合計です。

※ 平成 18 年度から制度改正のため、対象の方の要件が変更となっています。

※ 高齢者の経過措置制度は、平成 16 年度で終了しました。

※ 障害者支援措置制度は、平成 20 年 6 月で終了しました。

※ 障害者支援措置欄の平成 21 年度の助成件数・助成金額は、過年度請求分の支出分の実績です。

(8) 住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）

ケアマネジャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、その所属する居宅介護支援事業者等に 1 件 2,000 円を支給します。

【 住宅改修支援助成（ケアマネジャー等支援）の状況 】

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
件 数	84	99	60	82	57
金 額	168,000	198,000	120,000	164,000	114,000

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

※ 住宅改修支援は、平成 15 年 4 月から居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対する作成のみが対象です。

(9) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成

都と区に実施を申し出たサービス事業者が、介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額（介護費負担）の軽減を行った場合、その費用の一部を区が事業者に助成します。対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

【 確認証発行件数及びサービス事業者への助成の状況 】

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
確認証発行件数	87	81	238	271	222
助成事業者数	57	49	82	77	63
金 額	2, 218, 247	2, 061, 929	3, 774, 389	5, 411, 093	4, 711, 960

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(10) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成

上記「生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成」の確認を受けた方について、同月の利用者負担額（介護費負担）の 2 分の 1 をあとから助成します。

【 助成件数及び助成額の状況 】

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
助成件数	179	1, 106	2, 131	1, 857
金 額	814, 394	4, 517, 736	8, 420, 744	7, 670, 663

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(11) 家族介護慰労金事業

要介護 4 または要介護 5 の認定を受けた方で、次の支給要件に該当し、在宅で 1 年間介護している同居家族の方に、10 万円の慰労金を支給します。

< 支給要件 >

- ① 介護保険サービスを 1 年間利用していない場合 (7 日以内のショートステイ利用を除きます。)
- ② 世帯全員の区民税が非課税

【 家族介護慰労金支給の状況 】

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
件 数	2	3	2	2	1
金 額	200, 000	300, 000	200, 000	200, 000	100, 000

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(12) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）

老齢福祉年金受給者等で世帯全員の区民税が非課税の方と福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方については、利用者負担上限額を月額 3,000 円とし、それを超えた分について区が助成します。

【 介護保険サービス利用者負担額助成の状況 】

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
件 数	444	332	261	203	165
金 額	4,459,958	3,390,178	2,847,511	2,127,282	1,532,914

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

5 介護予防事業の実施

介護予防・認知症予防の普及啓発や地域の介護予防・認知症予防活動への支援を強化するとともに、介護リスクの高い高齢者を把握して、リスク内容に応じた介護予防事業を実施しています。なお、この事業は介護保険の居宅介護予防サービスとは別のものです。

(1) 介護予防の普及啓発（一次予防対象者施策）

介護保険認定を受けていない元気な高齢者などに対して、介護予防・認知症予防の必要性を普及啓発するために、講演会や介護予防・認知症予防情報誌の発行及びイベントの開催、講座、教室を実施しています。

① 介護予防講演会・講座・教室

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延 回 数	230 回	214 回	261 回
参加者延人数	9,301 人	6,274 人	6,698 人

② 足腰げんき教室

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
教室数（延回数）	84 教室（336 回）	84 教室（336 回）	50 教室（200 回）
参加実人数（延人数）	1,050（4,020）人	1,264（4,247）人	656（2,390）人

③ 高齢者健康講座

※ 健康に関する他課の事業と重なるため、22 年度で事業終了

ア 水中ゆらゆら歩行

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数	4 回	4 回	
参加人数	98 人	97 人	

イ おはよう筋力スタジオ

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数	4 回	4 回	
参加人数	74 人	76 人	

ウ 懐かしのあのうたこのうた

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数	4 回	4 回	
参加人数	39 人	46 人	

エ 65 歳からの健康セミナーと癒しのコンサート

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数	2 回	2 回	
参加人数	315 人	258 人	

④ 栄養満点教室 (23 年度より二次予防対象者施策から移行)

区 分	平成 23 年度
教室数 (延回数)	3 教室 (15 回)
参加実人数 (延人数)	60 (268) 人

⑤ 65 歳からの噛む噛むクッキング

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度
教室数 (延回数)	4 教室 (24 回)	4 教室 (24 回)
参加実人数 (延人数)	66 人 (333) 人	73 (387) 人

⑥ 認知症予防講演会

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
講演会回数	1 回	1 回	4 回
参加実人数	796 人	644 人	264 人

⑦ 認知症予防教室

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
教室数	7 教室	7 教室	4 教室
参加実人数	142 人	103 人	90 人

⑧ 認知症予防のためのウォーキング（講座・教室等）

認知症予防に効果があると言われている有酸素運動のウォーキングを継続するため、仲間づくりを意識した教室や講座、イベントを開催しています。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
教 室 数	80 回	108 回	104 回
参加延人数	2,386 人	4,947 人	6,989 人

⑨ 地域ささえ愛グループ支援

病気や加齢などで家に閉じこもりがちな高齢者などの生きがいと社会参加の促進を図るため、自主的に心身機能の維持向上の活動を行っているグループを支援しています。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
グループ数	81 グループ	81 グループ	80 グループ
活 動 回 数	1,913 回	1,926 回	1,891 回
参加者延人数	22,752 人	22,477 人	23,921 人

⑩ 地域介護予防普及のための人材育成

介護予防・認知症予防について正しい知識を持ち各事業で活動し、地域での介護予防・認知症予防の普及にあたる人材を育成しています。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防サポーター（登録者数）	116 人	125 人	115 人
ウォーキングリーダー（登録者数）	42 人	53 人	67 人

（2）介護リスクに対応した介護予防事業（二次予防対象者施策）

生活機能に低下のある方（二次予防対象者）に対し、運動器の機能向上や閉じこもり予防、栄養改善、口腔機能の向上に向けた介護予防事業を勧めています。

① 二次予防対象者把握事業

要介護状態になるおそれの高い高齢者に、基本チェックリストを用いて生活機能評価を行い、二次予防対象者として把握しています。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
二次予防対象者把握数	8,725 人	4,014 人	12,698 人

② 通所型介護予防事業

ア 転倒予防教室

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
教室数 (延回数)	35 教室 (420 回)	29 教室 (347 回)	34 教室 (408 回)
参加実人数 (延人数)	279 (2,748) 人	181 (1,780) 人	216 (2,077) 人

イ こころとからだ元気教室

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
教室数 (延回数)	14 教室 (302 回)	12 教室 (180 回)	8 教室 (120 回)
参加実人数 (延人数)	135 (2,035) 人	72 (905) 人	46 (572) 人

ウ 若返るぞ！筋力アップ応援教室

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
教室数 (延回数)	12 教室 (336 回)	9 教室 (252 回)	9 教室 (216 回)
参加実人数 (延人数)	137 (3,024) 人	115 (2,669) 人	131 (2,689) 人

エ 口腔機能向上教室

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
教室数 (延回数)	8 教室 (56 回)	8 教室 (56 回)	8 教室 (56 回)
参加実人数 (延人数)	77 (452) 人	50 (293) 人	85 (532) 人

オ 栄養満点教室 (23 年度より一次予防対象者施策へ移行)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
教室数 (延回数)	10 教室 (50 回)	4 教室 (29 回)	
参加実人数 (延人数)	21 (69) 人	14 (95) 人	

③ 訪問型介護予防事業

訪問指導 (保健・リハビリ・栄養・歯科)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問実人数	77 人	62 人	55 人
訪問延回数	621 回	589 回	497 回

6 介護保険料

(1) 第1号被保険者

① 保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し、杉並区介護保険条例で定めています。平成21～23年度までの保険料額は、基準年額を48,000円（第5段階）とし、区民税の課税状況等により下表のとおり11段階の保険料を設定しています。

【 保険料額（平成21年度～23年度） 】

段階	対象者	保険料
第1段階 基準年額×0.4	生活保護受給の方または世帯全員が区民税非課税で 本人が老齢福祉年金受給の方	年 19,200円 (月 1,600円)
第2段階 基準年額×0.5	世帯全員（一人世帯を含む）が区民税非課税で 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年 24,000円 (月 2,000円)
第3段階 基準年額×0.75	世帯全員（一人世帯を含む）が区民税非課税で 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年 36,000円 (月 3,000円)
第4段階 基準年額×0.83	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年 39,840円 (月 3,320円)
第5段階 基準年額	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年 48,000円 (月 4,000円)
第6段階 基準年額×1.08	本人が区民税課税の方(合計所得金額125万円未満)	年 51,840円 (月 4,320円)
第7段階 基準年額×1.25	本人が区民税課税の方(合計所得金額125万円以上200万円未満)	年 60,000円 (月 5,000円)
第8段階 基準年額×1.5	本人が区民税課税の方(合計所得金額200万円以上300万円未満)	年 72,000円 (月 6,000円)
第9段階 基準年額×1.57	本人が区民税課税の方(合計所得金額300万円以上500万円未満)	年 75,360円 (月 6,280円)
第10段階 基準年額×1.75	本人が区民税課税の方(合計所得金額500万円以上1,000万円未満)	年 84,000円 (月 7,000円)
第11段階 基準年額×1.83	本人が区民税課税の方(合計所得金額1,000万円以上)	年 87,840円 (月 7,320円)

※ 第5期介護保険事業計画（24～26年度）における介護保険料は、末尾に掲載しました。

② 保険料の納付方法

受給している年金（老齢福祉年金を除く。）が年額 18 万円以上の方は、年金から引き落としされる特別徴収（特徴）となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収（普徴）になります。

【 保険料特別徴収・普通徴収納付の状況 】

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
被保険者数(A)	100,790	103,263	104,833	105,197	107,176
特徴結果数(B)	83,043	85,160	87,228	90,301	91,178
普徴者数(A-B=C)	17,747	18,103	17,605	14,896	15,998
普徴口座振替数(D)	4,568	3,939	3,631	3,330	3,101
普徴納付書納付者数 (C-D=E)	13,179	14,053	13,974	11,566	12,897
Eの占める割合(E/A)	13.08%	13.72%	13.33%	10.99%	12.03%

※ 被保険者数(A)は、各年度3月末時点の数値です。

※ 特徴結果数(B)は、各年度2月引き落とし分の件数です。

※ 普徴口座振替数(D)は、各年度3月振替分の件数です。

【 保険料収納状況（決算額） 】 (単位：円)

年度	区分	調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納率 D (B-C) ÷ A	未納額 E A - (B-C)	不納欠損額
19	特別徴収	4,687,424,880	4,693,874,190	6,449,310	100.00%	0	0
	普通徴収	794,020,860	674,903,800	1,011,790	84.87%	120,128,850	0
	合計	5,481,445,740	5,368,777,990	7,461,100	97.81%	120,128,850	0
	滞納繰越分	175,501,655	42,111,705	128,650	23.92%	133,518,600	45,842,500
20	特別徴収	4,773,156,920	4,779,394,920	6,238,000	100.00%	0	0
	普通徴収	829,832,400	699,588,730	1,223,020	84.16%	131,466,690	0
	合計	5,602,989,320	5,478,983,650	7,461,020	97.65%	131,466,690	0
	滞納繰越分	206,856,550	41,026,830	87,310	19.79%	165,917,030	65,212,840
21	特別徴収	4,546,137,140	4,552,438,760	6,301,620	100.00%	0	0
	普通徴収	741,616,900	622,926,810	1,050,130	83.85%	119,740,220	0
	合計	5,287,754,040	5,175,365,570	7,351,750	97.74%	119,740,220	0
	滞納繰越分	231,770,350	44,418,480	141,220	19.10%	187,493,090	68,339,040
22	特別徴収	4,622,679,500	4,629,037,380	6,357,880	100.00%	0	0
	普通徴収	678,275,030	568,619,820	1,290,210	83.64%	110,945,420	0
	合計	5,300,954,530	5,197,657,200	7,648,090	97.91%	110,945,420	0
	滞納繰越分	238,587,430	44,158,630	320,660	18.37%	194,749,460	70,716,520
23	特別徴収	4,685,171,420	4,692,168,240	6,996,820	100.00%	0	0
	普通徴収	647,114,540	543,193,560	1,150,360	83.76%	105,071,340	0
	合計	5,332,285,960	5,235,361,800	8,147,180	98.03%	105,071,340	0
	滞納繰越分	234,684,100	42,008,860	55,510	17.88%	192,730,750	77,361,570

③ 保険料の減免

(ア) 病気や災害等による減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、保険料減免の申請により保険料が減免されます。

【 保険料減免の状況 】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
件 数	2	1	0	4	13
減免額	18,900	6,300	0	53,920	142,000
主な減免事由	災害等	災害等	—	災害等	災害等

(イ) 生計困難者に対する減額制度

その年度の保険料段階が第1～3段階の方のうち、収入、資産も少なく生計困難者と認める場合、申請により保険料が減額されます（平成21年度より開始）。

【 保険料減免の状況 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
件 数	1,269	847	659
減免額	17,313,100	11,574,500	8,892,000

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。徴収した保険料は、社会保険診療報酬支払基金を通じ、区市町村に交付されます。

【参考】 杉並区国民健康保険における介護分保険料について

杉並区国民健康保険納入通知書に記載されている介護分保険料は、世帯の中の国保加入者ごとに計算し、その合計額が世帯としての介護分保険料として算定されています。

7 介護保険財政

保険給付に必要な費用は、利用者が負担する以外に、第1号被保険者（65歳以上）保険料と第2号被保険者保険料（40歳以上64歳まで）及び国・都・区の公費を財源としています。

平成21年度から平成23年度までの財源の負担割合は次のとおりでした。

【 保険給付費の負担割合 】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被 保険者	第2号被 保険者	国	都	区
負担割合	(居宅給付)	20%	30%	25%	12.5%	12.5%
	(施設等給付)			20%	17.5%	

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます)

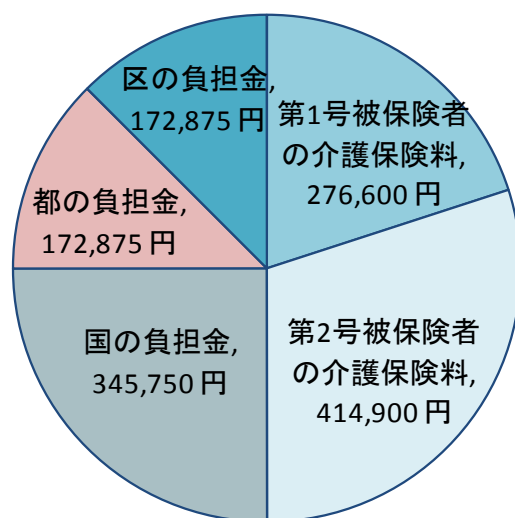
【 地域支援事業の介護予防事業費 負担割合 】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被 保険者	第2号被 保険者	国	都	区
負担割合		20%	30%	25%	12.5%	12.5%

【 地域支援事業の包括的支援事業費 負担割合 】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者		国	都	区
負担割合		20%		40%	20%	20%

23年度一人当たりの介護給付費 1,383,000円(総給付費/要介護認定者数)は下記の円グラフに示す財源で賄われています。



【平成23年度決算額内訳（歳入）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額
歳 入	保険料	5,313,942,000	5,277,370,660
	使用料及び手数料	1,000	0
	国庫支出金	6,770,521,000	6,776,951,947
	介護給付費負担金	5,139,409,000	5,137,080,421
	調整交付金	1,333,378,000	1,339,023,000
	地域支援事業（介護予防事業）	84,758,000	84,757,550
	地域支援事業（包括的支援事業）	212,976,000	212,974,976
	介護保険災害臨時特例補助金	0	492,000
	介護保険事業費補助金	0	2,624,000
	支払基金交付金	8,895,593,000	8,836,954,400
	介護給付費交付金	8,791,508,000	8,729,440,000
	地域支援事業支援交付金	104,085,000	107,514,400
	都支出金	4,535,487,000	4,466,214,263
	介護給付費負担金	4,386,620,000	4,317,348,000
	地域支援事業（介護予防事業）	42,378,000	42,378,775
	地域支援事業（包括的支援事業）	106,488,000	106,487,488
	財政安定化基金交付金	1,000	0
	財産収入	13,860,000	16,966,550
	繰入金	5,699,066,000	5,699,706,452
	介護給付費繰入金	3,663,129,000	3,663,128,000
	地域支援事業（介護予防事業）	42,378,000	42,377,000
	地域支援事業（包括的支援事業）	106,488,000	106,487,000
	地域支援事業（その他地域支援事業）	351,926,000	351,925,000
	事務費等繰入金	679,458,000	679,458,000
	介護給付費準備基金繰入金	740,297,000	740,297,000
	介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	115,390,000	116,034,452
	繰越金	336,865,000	336,865,500
	寄付金	1,000	0
	諸収入	20,557,000	21,496,000
	合 計	31,585,893,000	31,432,525,772

【平成23年度決算額内訳（歳出）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額	
歳 出	総務費	503,114,000	387,125,036	
	保険給付費	29,305,030,000	29,227,725,782	
		介護サービス等諸費	26,105,070,000	26,105,069,723
		介護予防サービス等諸費	1,699,692,000	1,699,691,181
		高額介護サービス費	545,729,000	522,675,621
		高額医療合算介護サービス費	110,000,000	73,956,051
		特定入所者介護サービス等費	793,167,000	774,961,956
		審査支払手数料	51,372,000	51,371,250
	財政安定化基金拠出金	0	0	
	基金積立金	59,483,000	59,483,000	
	地域支援事業	1,243,895,000	1,151,732,104	
		介護予防事業	341,333,000	276,926,083
		包括的支援事業	494,150,000	489,668,000
		その他地域支援事業	408,412,000	385,138,021
	諸支出金	296,995,000	293,812,074	
	予備費	177,376,000	0	
合 計		31,585,893,000	31,119,877,996	

【平成23年度決算額内訳（歳入・歳出科目別割合）】

歳 入		歳 出	
科 目	割 合	科 目	割 合
介護保険料	16.79%	総務費	1.24%
国庫支出金	21.56%	保険給付費	93.92%
支払基金交付金	28.12%	基金積立金	0.19%
都支出金	14.21%	地域支援事業費	3.70%
財産収入	0.05%	諸支出金	0.95%
繰入金	18.13%	合 計	100.00%
繰越金	1.07%		
諸収入	0.07%		
合 計	100.00%		

【平成23年度介護保険関係各種基金残高】（平成24年3月末時点）

基 金 名	残 高
介護給付費準備基金	1,314,526,229 円
介護従事者処遇改善臨時特例基金(24年度国へ返還)	17,534,513 円
高額介護サービス費等資金貸付基金	10,000,000 円
NPO等介護保険事業者資金貸付金	22,277,500 円
介護保険事業者緊急資金貸付金	3,300,000 円

8 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

主な業務は、次のとおりです。

- (ア) 杉並区介護保険事業計画に関すること。
- (イ) 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること。
- (ウ) 区の地域包括支援センターの適正な運営の確保に関すること。
- (エ) 区の介護施設等の整備に関すること。
- (オ) 区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること。
- (カ) その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること。

【 委員数 】（委員数は杉並区介護保険条例第8条で22人以内と定められています。）

区 民	区議会 議 員	学 識 経 験 者	保健医療 関 係 者	福 祉 関 係 者	合 計
6	2	3	3	8	22

【 開催実績 】 平成 23 年度

回 数	開 催 日	主 な 内 容
第 1 回	23年7月1日	<p>【議題】○第5期杉並区介護保険事業計画の検討状況について ○地域密着型サービス事業所の指定について</p> <p>【報告事項】○平成22年度地域介護・福祉空間整備等交付金面的整備計画等の実施状況について○安心おたっしゅ訪問事業の開始 ○在宅医療相談窓口の開設○高齢者福祉サービスの案内○東日本大震災等で被災した被保険者に対する対応について○地域密着型サービス事業所（区外）の指定について○「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の概要について</p>
第 2 回	23年8月31日	<p>【議題】○第5期杉並区介護保険事業計画について○地域密着型サービス事業所の指定について</p> <p>【報告事項】○「安心おたっしゅ訪問」の実施状況について○在宅医療相談調整窓口の相談状況について○地域密着型サービス事業所（区外）の指定更新について○地域密着型サービス事業所の開設について○「平成22年度 介護保険にかかる苦情・相談のまとめ」について</p>

第3回	23年11月4日	<p>【議題】○第5期杉並区介護保険事業計画について○杉並区地域包括支援センターケア24の事業評価の結果について</p> <p>【報告事項】○杉並区地域包括支援センターケア24梅里の移転について○地域区分の見直しについて○介護予防支援事業所（ケア24下井草・成田）の指定について○地域密着型サービス事業所（区外）の指定及び更新について○地域密着型サービス事業所の開設について</p>
第4回	24年1月20日	<p>【議題】○第5期杉並区介護保険事業計画案について○杉並区介護認定審査会委員の条例定数の改正について○指定地域密着型サービス等の運営に関する基準等に関する条例制定について○地域密着型サービス事業所の指定について</p> <p>【報告事項】○地域密着型サービス事業所（区外）の指定更新について○地域密着型サービス事業所の開設について○災害時要援護者支援対策の推進について</p>
第5回	24年3月28日	<p>【議題】○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について○地域密着型サービス事業所の指定について○杉並区地域包括支援センターケア24の運営および事業評価の方針について</p> <p>【報告事項】○第5期杉並区介護保険事業計画について○第5期介護報酬改定について（概要）○要介護認定に係る新規申請の有効期間の見直しについて○介護予防支援事業所の指定更新について○地域密着型サービス事業所の指定更新について○安心おたっしや訪問中間報告について○在宅医療相談調整窓口相談実績について</p>

9 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に係る苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護保険サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

【 苦情・意見要望件数の状況 】

(単位：件数)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要介護認定	6	11	7	15	7
介護保険料	8	11	14	1	1
介護保険サービス供給量	3	5	3	21	3
介護事業者及び保険給付	89	104	86	112	156
その他	65	83	65	105	103
合 計	171	214	175	254	270

【 相談対応件数の状況 】

(単位：件数)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談者への説明・助言	83	111	110	183	232
当事者間を調整	87	100	63	41	23
他機関を紹介	1	0	0	1	3
その他	0	3	2	29	12
合 計	171	214	175	254	270

【 都国民健康保険団体連合会との調整及び都介護保険審査会への審査請求件数の状況 】

(単位：件数)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
東京都国民健康保険団体連合会との調整	2	3	0	0	0
東京都介護保険審査会への審査請求	2	1	0	0	0
合 計	4	4	0	0	0

10 介護サービス事業者への支援

(1) 介護サービス従事者研修

質の高い介護保険サービスを確保するため、介護サービス事業者の協議会等と共催で、専門的・実践的な研修を行います。

【 研修実績 】

(単位：回)

名 称	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護事業者研修会	2	3	2	2	2
すぎなみ介護保険サービス事業者の会研修会	1	0	0	0	0
居宅介護支援事業者研修会	1	1	0	0	0
地域密着型サービス事業者研修会	1	0	0	0	0
通所介護・通所リハビリテーション事業者研修会	0	4	4	2	2
合 計	5	8	6	4	4

(2) ケアマネジャー支援事業

杉並区居宅介護支援事業者協議会等と共同し、会議や研修などを実施します。

【 地域ケア会議の開催 】

主 催	内 容	担当課	回 数
地域包括支援センター (ケア24)	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアマネジャー間の情報交換 ● ケアマネジメントの質の向上や連携強化に向けた支援 	高齢者在宅支援課	186

【 ケアマネジメント支援 】

主 催	内 容	担当課
地域包括支援センター (ケア24)	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症、精神障害、虐待、成年後見人等ケアマネジャーのみでは対応困難なケースの助言 ● ケース支援のためのアセスメントや、援助の方向性に関する総合的な助言 	高齢者在宅支援課

【 ケアマネジメント研修 】

名 称	内 容
ケアマネジメント 研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療連携研修「終末期とグリーフケア」 ● 新人研修 Part1「新人ケアマネの実践業務入門」 ● 新人研修 Part2「ケアマネ業務の基礎確認」 ● ステップアップ研修「ケアマネ業務の管理と運営を学習しよう」 ● 医療連携研修「認知症高齢者について」 ● 訪問看護連携研修「看護の力と役割を活かす」
訪問指導研修	<ul style="list-style-type: none"> ● “うつ” 高齢者への支援 ～予防・早期発見の始点から私たちに求められる支援とは～ ● 知っておきたい高齢期の食事 ～嚥下機能（租借・嚥下）の視点から適切な食形態について～ ● ロコモティブシンドロームについて ● アルコール問題を抱えた高齢者への支援 ～援助職の関わりのポイントを学ぶ～
高齢者虐待研修	<p>(第一回) 高齢者虐待対応の基礎知識と杉並区における対応</p> <p>(第二回) 家族システムの理解と捉え方 (家庭内暴力、DV、共依存など虐待につながる家族問題の理解)</p> <p>(第三回) 高齢者虐待への具体的対応その1 (情報収集・リスクアセスメントのポイント)</p> <p>(第四回) 高齢者虐待への具体的対応その2 (養護者支援とケースカンファレンスのポイント)</p>

(3) NPO等介護保険事業者資金貸付

介護保険事業への参入を促進するため、この事業を行う区内のNPO法人等に対し、無利子で貸付を行います。また、平成20年度単年度事業として、産業融資制度対象外の介護保険事業者である区内のNPO法人等を対象に、物価高騰の状況を踏まえ緊急に無利子で貸付を行いました。

【 NPO等介護保険事業者資金貸付実績 】

(単位：件数)

貸付の種類	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
NPO等介護保険事業者資金貸付	0	0	1	0	0
介護保険事業者緊急資金貸付	—	2	—	—	—

(4) 地域密着型サービス事業者の指定

平成 18 年度より地域密着型サービスが創設され、区が指定を行うこととなりました。

【 地域密着型サービス事業者の指定の状況 】

(単位：所)

サービスの種類	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
夜間対応型訪問介護	0	1	0	0
認知症対応型通所介護	1	1	1	2
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	1
認知症対応型共同生活介護	0	0	1	4
合 計	1	2	2	7

(5) 就職面接会・相談会の実施

介護職員の確保支援を目的とし、ハローワーク(23 年度から)、東京都福祉人材センター、杉並区社会福祉協議会 (22 年度まで)、産業振興課等と共同で、区内福祉事業者の協力を得て就職面接会・相談会を実施しています。

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加事業所 (障害分野含む)	2 8	2 2	3 2
求人数	—	1 7 0	1 0 2
参加人数	1 1 8	1 5 9	1 1 3
延べ面接人数	2 1 1	2 1 2	1 3 8
採用人数	2 5	1 5	2 1

(6) 介護保険サービス事業者連絡会

介護保険制度改正について説明会等を実施しました。

日 時	平成 24 年 1 月 26 日
対 象	訪問介護事業所、通所介護事業所ほか
内 容	認定特定行為業務従事者の制度説明

日 時	平成 24 年 3 月 21 日
対 象	介護サービス全事業所
内 容	(1) 第 5 期介護保険事業計画について (2) 高齢者サービスのご案内 (3) 平成 23 年度集団指導について (4) 平成 24 年度介護報酬改定の概要 (5) その他

11 介護サービス事業者の指導

介護保険サービスの質の向上に向けて、区内に事業所を持つ介護サービス事業者の運営指導を行います。

(1) 実地指導等の状況

(数字は事業所数)

サービスの種類	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護支援	12	17	13	25	9
介護予防支援	-	-	-	5	5
訪問介護	9	10	12	12	4
訪問入浴介護	0	0	1	0	0
訪問看護	1	3	2	0	0
訪問リハビリテーション	0	1	0	0	0
通所介護	0	5	8	14	10
通所リハビリテーション	0	0	1	0	0
特定施設入居者生活介護	0	2	3	1	0
福祉用具貸与	0	0	2	2	0
特定福祉用具販売	0	0	2	2	0
みなし指定	0	1	0	0	0
基準該当	2	1	0	0	0
老人保健施設	3	3	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	7	10	4	4	11
認知症対応型通所介護	15	16	8	2	13
小規模多機能型居宅介護	1	1	0	0	0
夜間対応型訪問介護	1	1	1	0	0
合計	51	71	58	68	53

(2) 集団指導

毎年、一定の場所に集めて指導することで、効率的に普及啓発を図ることができると思われる事項について集団指導を行っています。

23年度は1回開催し、参加事業所数は477事業所でした。

12 広報普及活動

区民の皆様は、介護保険の趣旨や利用方法について、理解を深めるための冊子等の作成、広報すぎなみへの掲載、ホームページ等の広報活動を行っています。

また、平成 23 年 11 月 23 日に「介護の日」の記念イベントを開催し、介護に関する講演会・認知症サポーター養成講座・高齢者福祉事業案内等を行なっています。

【 ちらし・パンフレット・冊子 】

タイトル等	配布方法・配布場所
65 歳到達者用パンフレット	65 歳到達者へ郵送
介護保険利用者ガイドブック	区窓口及びケア 2 4 で配布
介護保険だより（点字版・テープ版あり）	保険料通知書に同封
介護保険事業者マップ	区窓口及びケア 2 4 で配布
給付制限案内用パンフレット	対象者へ郵送
生計が困難な方の介護保険料減額のご案内	対象者へ郵送
要支援 1・2 の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
要介護の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
介護保険料の年金引き落とし額調整のお知らせ	対象者へ郵送
介護の日イベントポスター・ちらし	区施設、ケア 2 4

【 広報すぎなみ（主な掲載記事） 】

記事名	配布方法・配布場所
介護保険料納入通知書発送（4 月 仮算定）	新聞折込、公共施設等で配布
介護保険料 6・8 月の特別徴収額の調整	
介護保険料納入通知書発送（7 月 本算定）	
高額医療・高額介護合算制度	
介護の日 記念イベント	

【 ホームページ 】

タイトル	掲載内容
杉並区の介護保険（区内介護サービス）	事業所の空き情報

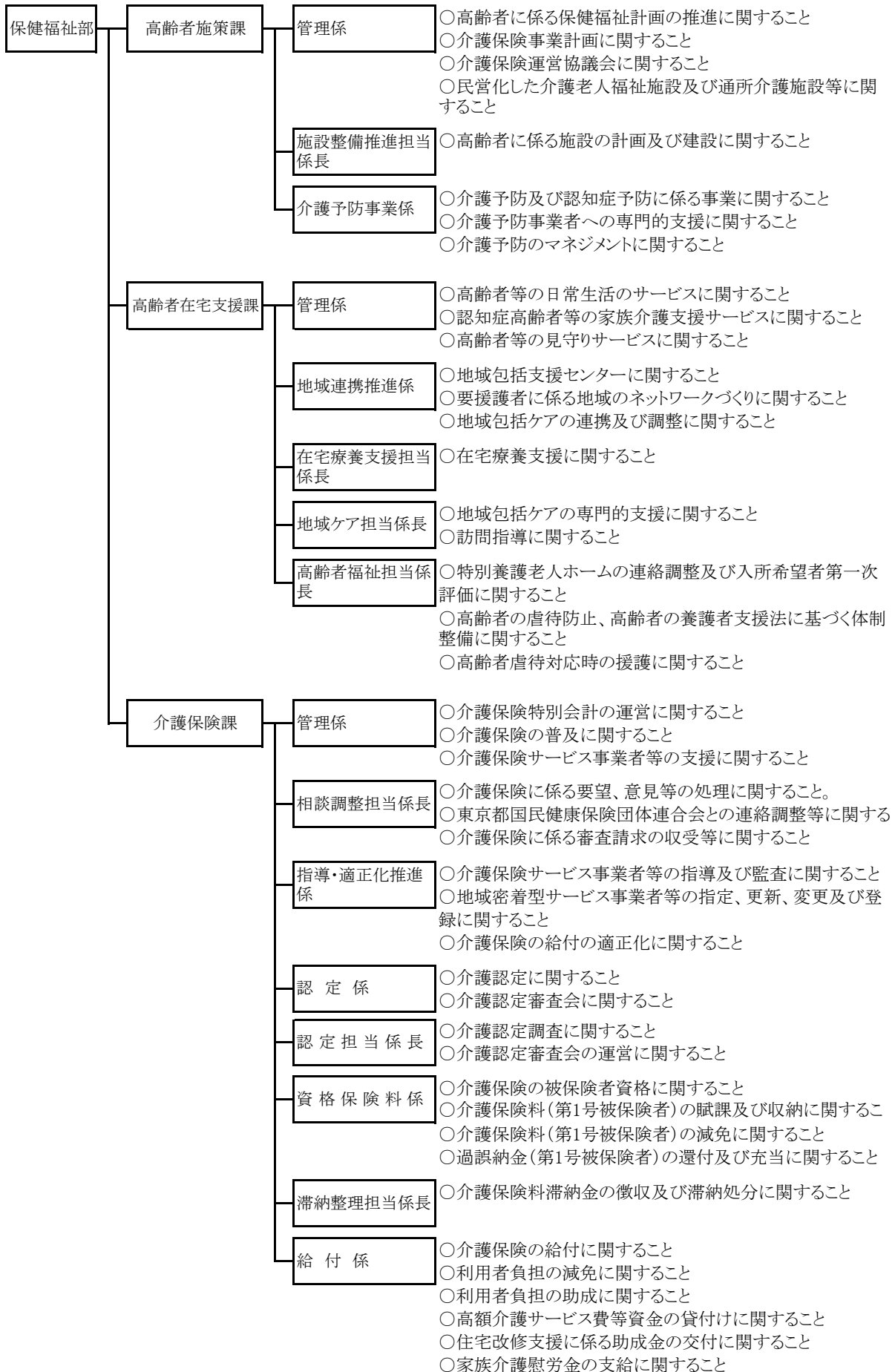
13 介護保険制度のあゆみ

平成8年	11月	第139回臨時国会に介護保険関連3法案（介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律）の提出（国）
平成9年	12月	介護保険関連3法の公布（12月17日）（国）
平成10年	2月	介護保険制度推進会議を設置（区）
	4月	介護支援専門員に関する省令の公布（国）
	5月	杉並区介護保険事業懇談会を設置（区）
	7月	介護保険制度のための高齢者実態調査を実施（区）
	12月	介護保険法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の公布（国）
平成11年	2月	「介護保険事業計画のあり方」を報告（区）
	3月	介護保険法施行規則、指定居宅サービスの事業等の人員・設備及び運営に関する基準、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の公布（国）
	4月	介護保険課を設置（区） 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の公布（国）
	9月	第1号被保険者該当のお知らせを送付（区）
	10月	要介護認定の申請受付を開始（区）（10月1日） 「介護保険事業計画素案」の住民説明会を開催（区）
	11月	介護保険法の円滑な実施のための特別対策の発表（国）
平成12年	2月	介護報酬単価の決定（国） 「介護保険事業計画」を策定（区）
	3月	第1号被保険者に介護保険被保険者証を一斉交付（区） 介護保険制度の住民説明会を開催（区）
	4月	介護保険法の施行（国）（4月1日） 杉並区介護保険条例を施行（区）（4月1日） 介護保険運営協議会を設置（区）
	8月	第1号被保険者に保険料賦課決定通知書を郵送（区）
	11月	杉並区介護保険サービス利用状況調査を実施（区）
平成13年	4月	家族介護慰労金事業を開始（区） 介護保険サービス利用者負担額助成事業を開始（区）
	10月	保険料本来額徴収を開始（区）（保険料基準月額 2,940円） 杉並区介護保険に関する調査を実施（区）
平成14年	1月	生計困難者に対する利用者負担額軽減制度を実施（区）
	10月	「第2期介護保険事業計画素案」を公表（区）
平成15年	3月	介護報酬の改定（国） 「第2期介護保険事業計画」を策定（区）
	4月	第1号被保険者の介護保険料基準月額を3,000円に改定（区）
	12月	介護給付費通知書を郵送（介護費用適正化特別対策事業）（区）

平成16年	10月	高齢者実態調査及び介護保険実態調査を実施（区）
平成17年	10月	介護保険法等の一部を改正する法律の一部施行（10月1日）（国） ・施設給付見直し ・特定入所者介護サービス費等新設 「第3期介護保険事業計画素案」を公表し住民説明会を開催（区）
平成18年	3月	介護報酬の改定（国） 「第3期介護保険事業計画」を策定し住民説明会を開催（区）
	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行（4月1日）（国） ・介護予防サービスの新設 ・介護サービスの内容改定 ・地域密着型サービスの新設 ・保険者機能の強化 ・要介護認定調査項目の変更(79項目→82項目) 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,200円に改定（区） 地域支援事業の開始（国） 住所地特例対象施設の範囲拡大（国）
	10月	障害年金・遺族年金からの特別徴収開始（国）
平成19年	4月	介護保険料（特別徴収分）の補足回数を変更（年1回→4回）（区）
	5月	介護保険料（特別徴収分）について平準化を開始（区）
	10月	高齢者実態調査及び介護保険実態調査を実施（区）
平成20年	10月	第4期介護保険事業計画（案）の作成 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成の実施（区）
	11月	第4期介護保険事業計画（案）の公表・区民意見受付（区） 厚生労働省が11月11日を「介護の日」とする 杉並区「介護の日」記念講演会開催(11月18日)
平成21年	3月	「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」施行（国） 介護報酬プラス3%改定の政府決定（国） 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付（国） 第4期介護保険事業計画の策定・公表（区） NPO等介護保険事業者緊急資金貸付の実施（区）
平成21年	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行（4月1日）（国） ・介護報酬の改定 ・要介護認定調査項目の変更(82項目→72項目) 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,000円に改定（区） 生計が困難な方の介護保険料減額制度開始（区） 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成の実施（区） 高額医療合算介護（介護予防）サービス費制度開始（国）
	7月	裁判員制度に伴う介護保険利用者負担額軽減制度の施行（区）
	10月	要介護認定の調査方法一部見直し（国）

平成22年	4月	地域密着型サービスにおける外部評価（第三者評価）の実施回数緩和の実施（都）
	9月	高齢者実態調査を実施（区）
	10月	介護保険実態調査を実施（区）
		緊急雇用対策「介護雇用プログラム」事業開始（～22年度中）（区）
平成23年	3月～	東日本大震災等により被災した介護保険の被保険者への対応について（国）
	4月	要介護認定に係る有効期間の見直し（区）
		ユニット型個室の第3段階利用者負担を軽減
	6月	介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）を猶予（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）（国）
	7月	宿泊サービスを提供している指定通所介護事業所等の都独自基準及び届出・公表制度の開始（都）
	10月	高齢者住まい法改正施行（国）
	11月	第5期介護保険事業計画（案）の作成（区）
	12月	第5期介護保険事業計画（案）の公表・区民意見受付（区）
平成24年	3月	第5期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行（4月1日）（国）
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの推進 ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設 ・一定条件の下での介護職員等によるたんの吸引等の実施が可能に ・都道府県の財政安定化基金を取崩し、介護保険料の軽減等に活用 ・社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正
		地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で介護保険法及び老人福祉法に係る部分の施行（4月1日）（国）
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業者の指定基準等の条例委任
		介護報酬（国）プラス1.2%改定
		新規の要介護認定・要支援認定の認定有効期間の拡大（国）
		第1号被保険者の介護保険料基準月額を5,200円に改定（区）

平成24年度杉並区保健福祉部組織（介護保険関連部署、介護保険関連事業のみ掲載）



第5期介護保険料について

第1号被保険者

24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料は、次のとおりです。

段階	該当条件	料率	年額	月額
1	生活保護受給の方または世帯全員が区民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方	0.44	27,600	2,300
2	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.44	27,600	2,300
3	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	0.65	40,800	3,400
4	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.79	49,200	4,100
5	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.85	52,800	4,400
6	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	62,400	5,200
7	本人が区民税課税の方(合計所得金額125万円未満)	1.07	66,600	5,550
8	本人が区民税課税の方 (合計所得金額125万円以上200万円未満)	1.20	75,000	6,250
9	本人が区民税課税の方 (合計所得金額200万円以上300万円未満)	1.40	87,600	7,300
10	本人が区民税課税の方 (合計所得金額300万円以上500万円未満)	1.60	99,600	8,300
11	本人が区民税課税の方 (合計所得金額500万円以上700万円未満)	1.81	112,800	9,400
12	本人が区民税課税の方 (合計所得金額700万円以上1,000万円未満)	2.00	124,800	10,400
13	本人が区民税課税の方 (合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満)	2.20	137,400	11,450
14	本人が区民税課税の方(合計所得金額1,500万円以上)	2.40	150,000	12,500

※ 保険料率は、小数点第3位で四捨五入しています。

平成24年度版 すぎなみの介護保険 (平成23年度実績)

平成24年9月発行

編集・発行 杉並区保健福祉部介護保険課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代)

☆ 杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

24-0062

